

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟  
常勤役員退任積立共済金給付規程

昭和 45 年 3 月 28 日 制 定

(目 的)

第 1 条 この規程は、この連盟の定款第 4 条第 3 号の規定に基づき、常勤役員に対する退任積立共済金の給付事業の実施に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(加入の範囲及び申込)

第 2 条 この事業の加入者の範囲は、定款第 5 条第 1 項第 1 号に定める常勤役員である正会員（以下「会員」という。）とする。

② 会員がこの事業に加入しようとするときは、別に定める所定様式により申し込み、この連盟の承認を得なければならない。

③ 前項の加入にあたり、事業主はこの事業について同意及び承認のうえ、この連盟と事業利用に関する契約を締結しなければならない。

(基準日)

第 3 条 この規程における基準日とは、前条により加入承認をした日とする。

(月額報酬・標準報酬)

第 4 条 この規程において、会員の月額報酬及び標準報酬とは、次の各号に定めるとおりとする。

1 月額報酬とは、毎年 8 月 1 日現在（8 月 1 日以降新たに加入した会員については、加入日現在）、会員が当該年度において支給を受けるべき報酬（この連盟への積立掛金額に相当する「みなし報酬」は除く。）を 12 で除して得た金額をいう。ただし、月額報酬に異動があったときは、毎年異動の月にかかわらず異動の月以後初めて到来する 8 月 1 日に異動があったものとみなす。

2 標準報酬とは、会員の退任時の月を含めた前 24 か月（24 か月に満たない場合はその全部の月）の月額報酬の平均額をいう。

(加入年月数)

第 5 条 この規程において、加入年月数とは、会員が団体の常勤役員に就任し、

この事業に加入した月から起算して退任の月までの年月数とする。

(支給共済金)

第6条 この規程において、支給共済金とは、標準報酬の2か月分に加入年月数を乗じて得た金額とする。

(支給共済金の給付)

第7条 この規程に定める支給共済金は、会員が退任したときに、その者（死亡による場合はその遺族）に前条の規定による支給共済金を給付する。ただし、第10条第3項の規定の適用期間内に退任した会員については、第10条第3項の規定により計算された前期末要支給共済金相当額に当期払い込み掛金額を合算した支給共済金を給付する。

② 会員が次に掲げる団体の常勤役員に就任した場合は、就任の前月をもって退任したものとみなして、前項の規定により支給共済金を給付するものとする。

- 1 岩手県農業協同組合中央会
- 2 岩手県信用農業協同組合連合会
- 3 岩手県厚生農業協同組合連合会
- 4 その他系統農協関連団体

(遺族の範囲及び順位)

第8条 会員が死亡によって退任した場合、労働基準法施行規則に定める遺族の範囲及び順位に従って、支給共済金を給付する。ただし、会員が死亡前に別段の意思表示をしたときはこれによるものとする。

(犯罪行為)

第9条 前条に規定する者で故意の犯罪行為により会員を死亡させたものは、前条の規定にかかわらず支給共済金の給付を受けることができない。会員の死亡前に、その者の死亡によって支給共済金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させたものについても同様とする。

(掛金の額及び徴収等)

第10条 掛金は、会員ごとの当期発生共済掛金を12で除して得た額を毎月分の掛金とする。

② 前項における当期発生共済掛金とは、当期末要支給共済金から前期末要

支給共済金を差し引いた額とする。

- ③ 前項における当期発生共済掛金が当該月額報酬の2か月分相当額を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、当該月額報酬の2か月分相当額を前期末要支給共済金に加算した額を当期末要支給共済金とし、当期発生共済掛金を算定するものとする。
- ④ 9月以降において新たに加入した会員の掛金は、前各項の規定にかかわらず、次期掛金の改定時まで、当該会員の加入の月から起算する期末要支給共済金を当期発生共済掛金とし、この額を加入月から期末月までの月数で除して得た額を毎月分の掛金とする。
- ⑤ 掛金は、会員が全額を負担しなければならない。
- ⑥ 毎月分の掛金の払込期限は、翌月25日（当該日が金融機関の休業日にあたるときは、その翌営業日）までとする。
- ⑦ 掛金払込期限後に掛金を払い込むときは、年利率11%の割合で払込期限の翌日から払込みの日までの日数によって計算した額を過怠金として払い込まなければならない。

（掛金の改定）

第11条 掛金は、毎年8月1日に改定する。この場合8月1日から翌年7月31日までを1期とし、当期発生共済掛金は期末現在で算定する。

（加入の取消）

第12条 会員が基準日以後、最初の掛金払込期限を経過して3か月以内に掛金を払込まないときは、加入の意思を放棄したものとみなす。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

（脱退）

第13条 会員がこの事業から脱退しようとするときは、この連盟に届出なければならない。

（みなし脱退及び復活）

第14条 会員が掛金払込期限後6か月以上掛金の全部又は一部を払込まないときは、この事業から脱退したものとみなす。

- ② 前項の場合、脱退とみなされた日から6か月以内に会員が別に定める復活手続きをとることにより、2回まで契約を復活させることができる。た

だし、この場合には、年利 14. 625%に相当する復活所要金を払い込まなければならない。

(脱退金)

第 15 条 会員が脱退したときは払込掛金総額相当額を脱退金として交付する。

(掛金の一時中止)

第 16 条 会員が報酬の支給を受けなくなった場合は、届出により、翌月以後の掛金の払込を一時中止することができる。この場合には払込中止期間は加入年月数に算入しない。

(余裕金運用)

第 17 条 この事業の余裕金は、資金運用管理規程に定める以外の資産として運用してはならない。

② 前項の資産は、これを担保に供し、又は貸付けることができない。

(経理区分)

第 18 条 この事業の会計については、特別会計として他の会計と区分して経理しなければならない。

(運用の疑義)

第 19 条 この規程に疑義を生じたときは理事会の決議を経て理事長が決める。

(規程の変更、廃止)

第 20 条 この規程の改廃は総会の決議を経なければならない。

(残余財産の処分)

第 21 条 この規程を廃止した場合における残余財産については、総会の決議を経て、これを処分するものとする。

(運営委員会)

第 22 条 この規程に基づく事業を、円滑に運営するため運営委員会を設ける。

② 前項の委員会について必要な事項は、別に定める。

(附属規定)

第 23 条 この規程の実施について必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- ① この規程は、平成 2 年 7 月 17 日に施行し、平成 2 年 6 月 1 日から遡及適用するものとする。
- ② 昭和 62 年 7 月 31 日現在で、在職 1 年未満の会員については、第 9 条の規定にかかわらず改定前の第 9 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定を適用する。

附 則

この規程は平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 7 月 10 日一部改正）

この規程は平成 10 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 22 日一部改正）

この規程は平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 18 日一部改正）

この規程は、平成 25 年 12 月 2 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 27 日一部改正）

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。